

水路等の維持管理に関する要望の基準について

この度、治水対策課所管の加古川市法定外水路（管理用通路を含む）等について、**維持管理に関する要望の基準**を、下記のとおり決めました。

基準に基づく要望について、順次対応していきます。

1. 改修及び浚渫等対象水路等

- 治水対策課所管の加古川市法定外水路（管理用通路を含む）、市管理用地、及び市管理排水施設とする。ただし、浚渫等対象水路については、五ヶ井土地改良区管理水路、新井土地改良区管理水路、及び上部井土地改良区管理水路を除く。

2. 改修及び浚渫等要望対象者

- 地元町内会、地元水利組合、及び他の地域団体。

3. 要望方法

- 「排水路の改修・浚渫等の要望」により、治水対策課へ要望書を提出。

4. 水路要望対応基準

- 令和6年4月1日から適用。

5. 連絡先

- 加古川市建設部治水対策課 河川水路係（新館6階） 079-427-9248

項目	基準内容
水路等の改修	<ul style="list-style-type: none">水路の構造物等の破損や損傷により、流水阻害及び周辺に影響を及ぼす恐れが想定される場合水路管理用通路及び管理用地において、除草作業が困難な状況をはじめ、既設構造物の破損や損傷により管理に支障、又は周辺に影響を及ぼす恐れが想定される場合水路構造物等が整備されていないため、災害等により流水阻害、又は周辺に影響を及ぼす恐れが想定される場合
水路等の浚渫	<ul style="list-style-type: none">暗渠排水施設水路深さ1.5m以上かつ堆積土砂が水深の概ね1割以上連続する箇所ゴミ等による流水阻害が生じている箇所地元で堆積土砂の集積が可能な場合や、流水状況により地元で浚渫が困難な場合はこの限りではない
水路等の雑木伐採	<ul style="list-style-type: none">雑木が密集する他、雑木の伐採において、周辺家屋や道路通行等に影響を及ぼす恐れが想定される場合
水路等の除草	<ul style="list-style-type: none">管理者が存在しない箇所除草作業において、安全に支障をきたす恐れがあると判断される場合

※ 判断が困難な場合は、要望者と治水対策課とで協議の上、実施の可否を決定します。